

石巻市と東北福祉大学との包括連携に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と東北福祉大学（以下「乙」という。）は、地域の発展と人材の育成に関し、必要となる事業を連携協力するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの持つ人材、知識、情報などの資源を活用して相互に協力することにより、地域の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を円滑に推進するため、それぞれに連絡窓口を設置し、適宜協議する。

（連携協力する事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) 地域の発展に関すること。
- (2) 大学及び地域の人材育成に関すること。
- (3) 学術・学際に関すること。
- (4) その他甲及び乙が必要と認めること。

（個別協議）

第4条 前条各号に掲げる事項のうち、連携協力の細目、連携事業実施に係る経費の負担その他について、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する3か月前までに、甲乙のいずれからも何らかの申し出のないときは、有効期間は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務等）

第6条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報を業務上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、個別法人の情報を相手方に提供する場合は、それぞれの責任において、

事前に個別法人から承諾を得るなどの必要な手続を行うものとする。

3 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

（個人情報の取扱い）

第7条 甲及び乙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（疑義等の決定）

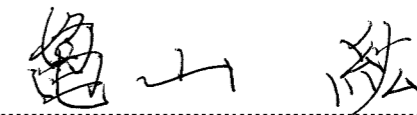
第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月26日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長



乙 宮城県仙台市青葉区国見一丁目8番1号

東北福祉大学 学長

